

写

長崎地方最低賃金審議会委員の候補者推薦に関する公示

長崎労働局一般公示第 1 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項、第2項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、長崎地方最低賃金審議会の補欠委員（1名）を任命したいので、関係労働組合は、下記「長崎地方最低賃金審議会候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成21年 5月29日

長崎労働局長 内田 昭宏

記

長崎地方最低賃金審議会候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第22号）第38条の各号の何れにも該当しないものであること。

3 推薦手続き

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切日

平成21年 6月12日

(3) 推薦書の提出先

長崎労働局労働基準部賃金室

(郵便番号 850-0033 長崎市万才町7-1)

平成 年 月 日

長崎労働局長
内田 昭宏 殿

推薦者（代表）

氏 名

住 所

印

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

長崎地方最低賃金審議会の労働者代表委員の候補として、下記の者を
内諾書添付の上、推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	現職（現在の職業、所属団体、地位を 全て記入すること。	略 歴

内 諾 書

長 崎 労 働 局 長
内 田 昭 宏 殿

平成 年 月 日

氏 名

住 所

印

私は長崎労働局長から長崎地方最低賃金審議会委員に任命された場合には、同委員になることを承諾します。